

(例 2)

基準を持たない市町村の場合

緑化協定書(案)

「事前協議申出書」に添付する段階では(案)をつけること。
協定書正本作成時には(案)を削除する。

北千葉食品株式会社（以下「甲」という。）と千葉県（以下「乙」という。）とは、北千葉市（以下「丙」という。）立会いのもとに、千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）に基づき、次のとおり緑化協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が所有し、又は管理する土地の緑化及び緑地保全を推進することにより、もって公害又は災害の防止その他良好な生活環境を維持することを目的とする。

（責務）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、有効かつ適切な緑化及び緑地保全を図るものとする。

2 乙及び丙は、甲が行う緑化及び緑地保全に対し必要な助言、指導及び技術的援助を行い、積極的に協力するものとする。

（緑化及び緑地保全の推進）

第3条 甲は、前条第1項の規定による緑化及び緑地保全の推進を図るため、別紙「緑地計画書」に記載する事項について、誠実に履行するものとする。

なお、将来において、総緑地率を20%以上とするよう努めるものとする。

（緑地計画の完了）

第4条 甲は、令和5年4月1日までに別紙「緑地計画書」に定める緑化及び緑地保全を完了させるものとする。

緑化工事の完了期限を記入すること。
工事の伴わない締結の場合は任意の期限を設定する（事前協議申出書提出から3ヵ月後が目安）

第5条 甲は、この協定に基づく緑地計画が完了したときは、乙及び丙に緑地計画完了報告書を提出するものとする。

2 乙及び丙は第1項の完了報告書を收受したときは、速やかに実地確認を行い、緑地計画の完了を認めるときは、その旨を甲に通知するものとする。

（履行状況の調査）

第6条 乙及び丙は前条第2項の完了確認を通知した日から概ね5年を経過するごとに、甲に緑化協定の履行に関する報告を求めるものとする。

2 乙及び丙は、前項に定めるほか、甲に対して隨時、協定の履行に関する報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（管理責任）

第7条 甲は、本協定に係る緑地を適正に維持管理し、保全するものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、緑地の管理責任者を定めるものとし、その者に変動が生じた場合は、速やかに乙及び丙に届け出るものとする。

（地位の承継）

第8条 甲は、本協定に係る地位を第三者に承継させたときは、承継人によって速やかに乙及び丙に届け出させるものとする。

(緑地計画の変更協議)

第9条 甲、乙及び丙は、緑地計画を変更しようとするときは、事前に協議した上で、協定を改めて締結するものとする。

(協定の廃止)

第10条 甲、乙及び丙は、新たに協定を締結した場合は、本協定を廃止するものとする。

(履行)

第11条 甲、乙及び丙は、千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要綱及びこの協定の各条項を信義に基づき誠実に履行するものとする。

(疑義等の解決)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定の履行に関し必要が生じたときは、速やかに協議し、協定の本旨にのっとって解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年　月　日

甲　千葉県北千葉市1丁目2番地
北千葉食品株式会社
代表取締役 千葉太郎

乙　千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 熊谷俊人

丙　千葉県北千葉市緑町1番地
北千葉市
北千葉市長 千葉一郎